

(行政機関職員定員令の一部改正)  
 第五条 行政機関職員定員令(昭和四十四年政令第二百一十一号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項の表環境省の項中、「二、三三四人」を、「二、八一四人」に改め、同表合計の項中、「二九七、二三三人」を、「二九七、七三三人」に改める。

(著作権法施行令の一部改正)  
 第六条 著作権法施行令(昭和四十五年政令第三百三十五号)の一部を次のように改正する。  
 別表中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

(プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部改正)  
 第七条 プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令(昭和六十一年政令第二百八十七号)の一部を次のように改正する。  
 別表中第三十九号を削り、第四十号を第三十九号とし、第四十一号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げる。

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令の一部改正)  
 第八条 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二号第八号中、「第十九条」を、「第十八条」に改め、同条第二十二号中、「独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令」を、「独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令」に改める。

(独立行政法人の組織、運営及び管理に係る一般的な事項に関する政令の一部改正)  
 第九条 独立行政法人の組織、運営及び管理に係る一般的な事項に関する政令(平成十二年政令第三百十六号)の一部を次のように改正する。  
 別表独立行政法人原子力安全基盤機構の項を削る。

(独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令の一部改正)  
 第十条 独立行政法人放射線医学総合研究所法第十九条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令(平成十二年政令第三百二十七号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

独立行政法人放射線医学総合研究所法第十八条の規定による医療法施行令等の規定の技術的読替え等に関する政令  
 第一条中、「第十九条」を、「第十八条」に改める。

(武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部改正)  
 第十一条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令(平成十五年政令第二百五十二号)の一部を次のように改正する。  
 第三条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第三十九号までを一号ずつ繰り上げる。

(国立大学法人法施行令の一部改正)  
 第十二条 国立大学法人法施行令(平成十五年政令第四百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二条第二項の表核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第七十六条の項中、「除く」を、「前条」に改め、「規定」を削る。

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)  
 第十三条 特別会計に関する法律施行令(平成九年政令第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項第十二号中、及び第十五号、第十五号及び第十七号の下に、及び第十七号を加え、同項第十六号を削り、同項第十七号を同項第十六号とし、同項に次の一号を加える。

十七 原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合における当該原子力発電施設等、加工施設又は試験研究炉等の周辺の地域の住民の安全の確保のために講ずる措置を適正に実施するために必要な調査、研修、講習、訓練及び体制の整備に係る措置

第五十二条第一項第七号八中、及び第十六号、第十七号、同項第十七号、を、「同項第十六号及び第十七号」に改める。

(東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令の一部改正)  
 第十四条 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設についての核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する政令(平成二十五年政令第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条を削り、第一条の見出し及び条名を削る。  
 (内閣府本府組織令の一部改正)  
 第十五条 内閣府本府組織令(平成十二年政令第二百四十五号)の一部を次のように改正する。  
 第十四条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第二十三号までを一号ずつ繰り上げる。  
 第十五条第五号中、「原子力安全基盤機構分科会」を削る。

附則第六条に次の一項を加える。  
 4 大臣官房企画調整課は、第十四条各号に掲げる事務及び前三項に規定する事務のほか、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律(平成二十五年法律第八十二号)附則第十六条第一項の政令で定める日までの間、独立行政法人評価委員会原子力安全基盤機構分科会の庶務に関する事務をつかさどる。この場合において、第十五条第五号中、国立公文書館分科会、とあるのは、「原子力安全基盤機構分科会、国立公文書館分科会」とする。

(内閣府独立行政法人評価委員会令の一部改正)  
 第十六条 内閣府独立行政法人評価委員会令(平成十二年政令第三百十七号)の一部を次のように改正する。  
 第一条第一項中、「十四人」を、「十三人」に改める。  
 第五条第一項の表原子力安全基盤機構分科会の項を削る。  
 第八条ただし書中、「原子力安全基盤機構分科会に係るものについては大臣官房企画調整課において」を削る。

附則第二条中、「平成二十四年十月三十一日」を、「独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律(平成二十五年法律第八十二号)附則第十六条第一項の政令で定める日」に、沖縄科学技術研究基盤整備機構分科会」を、「原子力安全基盤機構分科会」に、独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」を、「独立行政法人原子力安全基盤機構」に、内閣府沖縄振興局総務課」を、「内閣府大臣官房企画調整課」に、「十四人」を、「十三人」に、「十六人」を、「十四人」に改める。  
 (原子力規制庁組織令の一部改正)  
 第十七条 原子力規制庁組織令(平成二十四年政令第二百三十号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。  
 原子力規制委員会組織令  
 第一条の前に次の目次及び章名を付する。

目次  
 第一章 特別な職(第一条)  
 第二章 内部部局(第二条―第七条)  
 第三章 施設等機関(第八条)  
 附則

第一章 特別な職  
 第三条第一項中、「原子力規制庁」を、「次の表の上欄に掲げる官房及び部」に、「七」を、「、それぞれ同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

官房及び部  
 長官官房  
 原子力規制部  
 放射線防護対策部

数  
 三  
 一  
 三

第三条第二項中、「原子力規制庁」を、「次の表の上欄に掲げる官房及び部」に、「五人」を、「それぞれ同表の下欄に掲げるとおり」に改め、同項に次の表を加える。

官房及び部  
 長官官房  
 原子力規制部  
 放射線防護対策部

数  
 六  
 七  
 一

第三条を第七条とする。  
 第一条中、「原子力規制庁」を、「長官官房」に、「五人」を、「六人」に改め、同条を第六条とする。

官房及び部  
 長官官房  
 原子力規制部  
 放射線防護対策部

数  
 六  
 七  
 一

第一条中、「原子力規制庁」を、「長官官房」に、「五人」を、「六人」に改め、同条を第六条とする。

官房及び部  
 長官官房  
 原子力規制部  
 放射線防護対策部

|          |   |
|----------|---|
| 官房及び部    | 数 |
| 長官官房     | 六 |
| 原子力規制部   | 七 |
| 放射線防護対策部 | 一 |